

## 議案第78号

### 工事代金の未払に係る和解について

次のとおり主要地方道津山智頭八東線道路災害復旧（内応急）工事（16年災380号）（以下「災害復旧工事」という。）及び主要地方道津山智頭八東線道路維持修繕工事（1工区）（以下「維持修繕工事」という。）の工事代金の未払に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 和解の相手方

八頭郡智頭町 企業

#### 2 和解の要旨

県は、災害復旧工事及び維持修繕工事の工事代金の未払金として、22,530,900円を和解の相手方に支払うものとする。

#### 3 事件の概要

県は、平成16年10月に発生した八頭郡智頭町大呂地区の道路災害に係る災害復旧工事及び維持修繕工事について、和解の相手方と同年10月15日と12月1日に建設工事請負契約を締結した。

その後、工事内容を変更するため、災害復旧工事は平成17年3月25日に、維持修繕工事は平成17年3月22日にその変更契約（以下「変更契約」という。）を締結し、同

年3月31日に工事完成検査を終え工事代金の精算を済ませた。

しかし、その後、県が指示したにもかかわらず変更契約に盛り込まれていない内容があることが判明したことから、県が当該内容分の工事代金を追加して支払うことで和解しようとするものである。